

平成 30 年 10 月 16 日

各 位

学校法人ノースアジア大学
学園広報担当

第 27 回模擬裁判

法律学の専門知識を生かして、裁判員裁判を分かりやすく紹介

ノースアジア大学法学部では、学生が中心となって制作から公演まで行う「模擬裁判」を10月20日（土）に開催します。

この模擬裁判は、裁判員裁判制度をとり入れた裁判劇で、法学部の伝統行事です。**脚本や舞台製作のほか、検察官、弁護士、裁判官といった登場人物も、学生が担当。**役割を分担して取り組むなかで、法的な考え方を身に付け、物事に対する洞察力や思考力を高めています。**今回は、法律学科の1年生が脚本を制作しており、裁判員裁判をよりイメージしやすい場面設定、展開にしています。**

当日は、公演の途中に法律の用語をスクリーンに投影したり、クイズを交えたりするなど、一般の方にも、裁判の流れや裁判員の仕事を分かりやすくお伝えできるように工夫しています。

法律学を学ぶ学生たちの勉強の成果を、ぜひ、ご覧ください。皆さまのご来場を、お待ちしております。

【 日程等 】

1. 日 時 平成 30 年 **10 月 20** 日（土） 開演 **13:00**（開場 12:30）
2. 場 所 ノースアジア大学古田記念講堂（秋田市下北手桜守沢 46-1）
※詳しくは、当日、大学内の案内板をご覧ください。
3. タイトル 防衛行為の相当性 ～ 正当防衛か、殺人か ～
4. 入 場 料 無料
5. 主 催 ノースアジア大学法学部 / 模擬裁判実行委員

【広報に関するお問い合わせ】

学校法人ノースアジア大学（学園広報担当）

TEL 018-836-6527 FAX 018-836-3321 E-MAIL : koho@nau.ac.jp

〒010-8515 秋田市下北手桜守沢 46-1

模擬裁判公演について

1. はじめに

模擬裁判は、企画、舞台製作から脚本、演技まで学生が中心となって担当しています。法律学を勉強する学生にとって日頃勉強している内容をさらに深く研究し、その成果を発表する貴重な機会です。

ご来場の皆さまにとって、法律学や裁判員制度を身近なものとして理解していただくきっかけとなれば幸いです。

2. 制作について

裁判員裁判（刑事裁判）の流れや裁判員にどのような役目があるのかを分かりやすく表現しています。手続の流れや事件についての検察側・弁護側の主張、劇中で使用する法律用語などはスクリーンに解説を表示して、裁判員裁判を理解しやすいように視覚的な配慮をしています。また、劇中でクイズを出したり、休憩時にアンケートをとったりするなど、観客の皆さんが参加して、一緒に考えてもらう工夫をしています。

3. あらすじ

被告人神楽坂頼夢は、前科や警察沙汰を起こしたこともなく、地元青年会の支部長を務めるなど、勤勉実直な青年である一方、被害者最上啓二は、かねがね酒癖も悪く、普段から暴行・住居侵入等をする常習者であった。事件当日、被告人らの住む地域では、祭りがあり、そこで出された祭酒を飲んだ被害者は、他の住人とトラブルを起こしたが、被告人らにより仲裁された。しかし、被害者の余憤はまだ冷めていなかった。

同夜、余憤がいまだおさまっていなかった被害者は、仲裁にあたった被告人らの家まで業務用屋根はさみを携えて行ったものの、被告人らが息を潜めるなどしていたために、誰もいないように感じて、自宅へ帰ろうとしていた。その際、被告人は、被害者の声などにおびえていた友人に対して、被害者がもう遠ざかったものと考えて、なぐさめの声をかけた。しかし、帰宅の途についてはいたものの、いまだ被告人宅の近くにいた被害者が、その声を聞き、これに逆上して、再び被告人宅へ怒鳴り込んできた。

怒鳴り込んできた被害者は、被告人宅にあった屋根はさみを用いて被告人を威嚇してきたので、被告人は、じりじりと後退するほかなく、そのうち転倒してしまった。その際、被告人は、たまたま近くにあった鉋に手が触れたので、とっさにこれをつかんで、自分の身を守るため、被害者に対して一撃を加えた。被害者は、この一撃でよろめき、手にしていた凶器を落としたが、被告人は被害者に対して追撃を加え、その結果、被害者を死亡させた。

検察官は、「被害者の攻撃は動作が緩慢であり、侵害の急迫性が認められない。そのうえ、被害者は泥酔しており、被告人に危害を加える意思があったとは考えられず、被告人の行為は防衛行為と言うことはできない。よって、被告人の行為は、殺人罪にあたる」と主張し、弁護人は、「被告人の行為は、被害者の急迫不正の侵害に対して、自分の身を守るために、やむを得ずに行った行為であり、その後の追撃行為についても、これと一体のものとして考えられるから、全体として正当防衛にあたり、無罪である」と主張します。

3人の職業裁判官と一般市民より選ばれた6人の裁判員が、検察・弁護側双方より挙げられる証拠をもとに判決を下します。